（様式４）

公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

代表理事　横山　英幸　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名 印

　大阪ヘルスケアパビリオンにおける警備業務委託の公募型プロポーザル参加申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

記

（誓約事項）

1. 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
3. 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者
4. 暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者
5. 暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者
6. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていること
7. 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当すること
8. 直近１ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、固定資産税、都市計画税を完納していること。
9. 消費税及び地方消費税を完納していること。
10. 大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。
11. 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
12. 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。 また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
13. 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
14. 次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けないこと。

・選定委員会の委員及びその家族

・選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者

(9) 以下の要件を満たすこと。ただし、本業務を１つの事業者で実施することができない場合、共同企業体を

結成できる。

ア　本業務の目的の達成及び業務の遂行に必要な体制、人員を有していること。本業務にて配置する総括責任者及び業務責任者、部門別責任者は、やむを得ない場合を除き、万博終了後（令和7年度）まで継続して同責任者として従事できること。

イ　受注者（共同事業体の場合は代表企業）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

（ｱ）BIE（博覧会国際事務局）承認の国際博覧会における展示場（パビリオン等）、国内外における国際展示会や国際会議、またはこれに類似する規模のイベント等において、2004年（平成16年）４月１日以降公募開始までに、警備業務の元請けとしての履行実績を有すること。なお、共同事業体としての実績は、代表企業として履行した場合のみ認める。

（ｲ）BIE（博覧会国際事務局）承認の国際博覧会における展示場（パビリオン等）、国内外における国際展示会や国際会議、またはこれに類似する規模のイベント等において、責任者としての業務実績を有し、業務全体を把握し、責任を持って警備業務を完遂することができる者を総括責任者（発注者との窓口となり、調整等を行い、各種会議を取りまとめる者とする。ただし、発注者が認めた場合はその限りでない。）として配置できること。総括責任者は、業務責任者及び部門責任者との兼務を認めず、参加申請書提出日において、受注者との間で少なくとも３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（共同事業体の場合は、代表企業との間で少なくとも３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。）

(10) 共同事業体を結成して申請する場合は、上記（１）から（９）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下（ア）から（カ）の要件も満たさなければならない。

1. 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
2. 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
3. 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
4. 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
5. 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
6. 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

(11) 本事業全体を統括する責任者として、事業期間を通じて以下の要件を満たす管理者を配置すること。

1. 単体企業

参加申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

1. 共同事業体

参加申込書提出日において代表構成員となる企業との間で少なくとも３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

注）上記各項目における「直接的な雇用関係」とは、管理者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。